

住居に関する要望・問題点について

一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会
理事長 海野 恵美子

1. ひとり親家庭等の住居について

母子及び父子並びに寡婦福祉法において、公営住宅の供給や利用に当たり、ひとり親家庭等に対する特別の配慮をしなければならない旨の規定が設けられています。母子世帯等の特に居住の安定確保が必要な世帯は、優先入居の取り扱いができることとなっており、地方公共団体の判断により優先入居の取扱いが実施されていますが、更なる推進を要望いたします。

※申請してもなかなか当選しないことから家賃負担の軽減
(公営住宅家賃と民間賃貸住宅の家賃差額分の助成)

2. 住居に関する問題点

(1) 公営住宅

- ① 働いている場合は民間アパートでも良いが、年金生活になると家賃が払えなくなり、高齢者の入居が増加、母子家庭の当選率も減少する。
(高齢化率(65歳以上)53%のところもある。)
- ② 高齢者の増加で自治会運営が困難になっている。
(協力が得られない)
- ③ 外国人入居者の増加、家族に日本語が話せる人がいない場合トラブルの原因となっている。
 - ・普通ゴミ・プラスチック・ミックスペーパーの分別、粗大ゴミは費用がかかるが対応されていない。
 - ・新聞・雑誌・ダンボールは廃品回収と説明をしているが、都合が悪くなると言葉がわからないと答える。

(2) 民間アパート

- ① 保証人がいないと入居できない。
- ② 子どもがいると部屋が荒れると言って貸してもらえない。
- ③ 4階までの建物の場合は階段が無い為、高齢・怪我等のより支障が生じる。